

○中野市福祉医療費給付金条例

平成17年6月23日条例第210号

改正

平成19年9月26日条例第24号

平成20年3月26日条例第10号

平成20年6月23日条例第20号

平成21年3月25日条例第8号

平成22年3月25日条例第2号

平成24年3月26日条例第2号

平成24年6月25日条例第18号

平成25年3月22日条例第9号

平成26年9月22日条例第11号

平成27年3月30日条例第10号

中野市福祉医療費給付金条例

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児等、**障害者**、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子が療養の給付等を受けた際の医療費等に対し福祉医療費給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、対象世帯の負担軽減を図り、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児等 出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が1級から4級までに該当するもの（次条において「身体障害者手帳交付者」という。）

イ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づき療育手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度（総合判定）がA1、A2、B1又はB2に該当するもの（次条において「療育手帳交付者」という。）

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定に

より精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が1級から3級までに該当するもの（以下「精神障害者保健福祉手帳交付者」という。）

エ アからウまでに掲げる者のほか、65歳以上の者であって国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（次条において「65歳以上国民年金別表該当者」という。）

(3) 母子家庭の母子等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（エにおいて、単に「配偶者のない女子」という。）であって、現に18歳未満の児童又は18歳以上20歳未満で高等学校その他市長が認める施設に在学若しくは在校中の者（以下「18歳未満の児童等」という。）を扶養しているもの

イ アに掲げる者に扶養されている18歳未満の児童等

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童のうち、18歳未満の児童等

エ 障害者を扶養している配偶者のない女子のうち、当該障害者以外の者がいない50歳以上75歳未満のもの

オ 障害者に該当する配偶者をもつ女子のうち、当該障害者以外の者がいない50歳以上75歳未満のもの

カ 障害者を扶養している未婚の女子のうち、当該障害者以外の者がいない50歳以上75歳未満のもの

(4) 父子家庭の父子 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に18歳未満の児童等を扶養しているもの

イ アに掲げる者に扶養されている18歳未満の児童等

(5) 健康保険法等 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）をいう。

(6) 療養の給付等 療養の給付又は療養費の支給をいう。

（支給対象者）

第3条 この条例による給付金の支給対象者は、市内に住所を有する者（市内に居住している者で

あって、特別の事情によりその者が住所を有することができないことについて市長が承認した者を含む。第6条において同じ。）又は市の区域外に所在する特定施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項並びに附則第4条、第18条第1項及び第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に入所する障害者のうち、同法第19条第3項の規定により市長が支給決定を行うもので、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 乳幼児等
 - (2) 身体障害者手帳交付者。ただし、障害等級が4級の者にあつては、その者又はその者と同一世帯に属する者のいずれにも前年分の所得（1月から7月までの療養の給付等については前々年分の所得。第4号のイにおいて同じ。）の所得税（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）第84条の規定による扶養控除の額を用いて計算した所得税をいう。第4号のイにおいて同じ。）が課せられていないものに限る。
 - (3) 療育手帳交付者。ただし、障害の程度（総合判定）が、B2の者にあつては、その者の前年の所得（1月から7月までの療養の給付等については前々年の所得。以下同じ。）の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第7条に定める額以下であるもの又はその者の配偶者若しくはその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）でその者の生計を維持するもの前年の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第2条第2項に定める額未満であるものに限る。
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳交付者。ただし、障害等級が3級に該当する者にあつては、その者、その者の配偶者又は扶養義務者でその者の生計を維持するものいずれにも現年度分の市民税が課せられていないものに限る。
 - (5) 65歳以上国民年金別表該当者
 - (6) 母子家庭の母子等
 - (7) 父子家庭の父子
- (適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の規定により医療扶助の適用を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定に基づく支援給付を受けている者
- (3) 特定施設に入所する障害者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項の規定により市外の市町村長が支給決定を行う者
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づく医療等を受けることができる者（以下「後期高齢者医療被保険者」という。）。ただし、障害者を除く。

（支給資格の得喪）

第5条 支給対象者が給付金の支給資格を取得する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支給対象者の要件を具備したとき 当該要件を具備した日の属する月の初日
- (2) 出生若しくは転入したとき、又は生活保護法等で療養の給付等を受けていた者が新たに支給対象者となったとき 当該事実の発生した日

2 支給対象者が給付金の支給資格を喪失する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支給対象者の要件に該当しなくなったとき 当該要件に該当しなくなった日の属する月の翌月の初日
- (2) 死亡又は転出したとき 当該事実の発生した日の翌日
- (3) 生活保護法等で療養の給付等を受けることとなったとき 当該事実の発生した日

（給付金の支給範囲）

第6条 給付金の支給の対象となる費用は、健康保険法等又は高齢者医療確保法の規定に基づく給付の対象となる療養等の額から、次に掲げる額を控除した額に相当する額とする。

- (1) 健康保険法等又は高齢者医療確保法に基づき保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合（高齢者医療確保法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）が負担する額
- (2) 健康保険法等又は高齢者医療確保法に基づき入院時の食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額の2分の1の額。ただし、第3条第4号に該当する者に係るものにあつては、その全額とする。
- (3) 健康保険法等（国民健康保険法を除く。この号において同じ。）の被保険者等に係るもの

にあつては、健康保険法等の規定に基づき、保険者又は共済組合が規約、定款、運営規則等に健康保険法等に規定する保険給付に併せてこれに準ずる給付を行う定めがある場合は、現に給付を受けるか否かにかかわらず、その規定に基づき給付を受けることのできる額

(4) 国民健康保険法の被保険者等に係るものにあつては、同法第43条又は第58条第2項の規定による条例又は規約の定めるところにより、一部負担金の割合が減ぜられ、又はその他の保険給付（疾病及び負傷の療養に係るものに限る。）を受けることができるときは、これらに相当する額

(5) 高齢者医療確保法の後期高齢者医療被保険者に係るものにあつては、同法第86条第2項の規定による条例の定めるところにより、その他の後期高齢者医療給付（疾病及び負傷の療養に係るものに限る。）を受けることができるときは、これらに相当する額

(6) 他の法令等の規定に基づき、国又は地方公共団体の負担において、医療に関する給付を受けることができるときは、その額

(7) 第2条第3号のエ、オ又はカに規定する女子については、高齢者医療確保法の規定に基づく一部負担金の額に相当する額

(8) 精神障害者保健福祉手帳交付者にあつては、入院に係る療養の給付の額

(9) 別に定める医療費貸付制度を利用して療養の給付等を受けたときを除き、健康保険法等又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養の給付等に要する費用の請求のために医療機関等又は被保険者が作成した診療報酬明細書等ごとに別に定める額

(支給申請)

第7条 受給資格者が給付金の支給を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が医療機関等で診療等を受ける際に受給者証を提示することにより、当該医療機関等から提供される情報に基づき、長野県国民健康保険団体連合会長から市長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知された場合には、この通知をもって支給申請があつたものとみなす。

3 受給資格者は、健康保険法等又は高齢者医療確保法の規定により医療機関等で支払うこととされている一部負担金を支払った後でなければ、支給申請を行うことができない。

4 受給資格者は、療養の給付等を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、支給申請を行うことができない。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、支給対象者の疾病又は負傷が第三者の行為によってなされ、当該第三者から疾病

又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した給付金を返還させることができる。

(給付金の返還)

第9条 市長は、給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に支給した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたとき。
- (2) 支給すべき額を超えて給付金の支給を受け、又は支給すべきでない給付金の支給を受けたとき。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の中野市福祉医療費給付金条例（平成15年中野市条例第9号）又は豊田村福祉医療費特別給付金条例（平成15年豊田村条例第22号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに行われた療養の給付等に係る給付金の支給については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成19年9月26日条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の中野市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付等について適用し、同日前までに受けた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月26日条例第10号）

改正

平成21年3月25日条例第8号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（特定施設に入所する障害者に関する部分及び精神障害者保健福祉手帳交付者に関する部分に限る。）は、平成20年8月1日から施行する。

(特定施設に入所する障害者及び精神障害者に関する規定の適用)

- 2 この条例による改正後の中野市福祉医療費給付金条例第3条の規定（特定施設に入所する者に関する部分及び精神障害者保健福祉手帳交付者に関する部分に限る。）は、平成20年8月1日以後に行われる療養の給付等から適用する。

(経過措置)

- 3 平成20年3月31日において現にこの条例による改正前の中野市福祉医療費給付金条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号に規定する老人に該当し、かつ、平成20年4月1日以後も引き続き旧条例第2条第1号に規定する老人に該当している者については、旧条例の規定は、なお効力を有する。この場合において、旧条例第6条第6号中「老人保健法」とあるのは、「健康保険法第74条第1項第2号、同法第110条第2項第1号のハ及び健康保険法施行令（大正15年6月30日勅令第243号）第42条第3項第3号又は第5項第3号」とする。

附 則（平成20年6月23日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月25日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の中野市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付等について適用し、同日前までに受けた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月26日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の中野市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付等について適用し、同日前までに受けた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 6 月25日条例第18号）

この条例は、平成24年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月22日条例第 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の中野市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付等について適用し、同日前までに受けた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 9 月22日条例第11号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月30日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の中野市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付等について適用し、同日前までに受けた療養の給付等については、なお従前の例による。

○中野市福祉医療費給付金条例施行規則

平成17年6月23日規則第137号

改正

平成19年9月26日規則第38号

平成20年3月26日規則第3号

平成21年6月30日規則第19号

平成22年3月25日規則第3号

平成24年3月26日規則第1号

平成25年3月22日規則第2号

中野市福祉医療費給付金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中野市福祉医療費給付金条例（平成17年中野市条例第210号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第3号アに定める高等学校その他市長が認める施設に在学若しくは在校中の者は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）の規定に基づく高等学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の高等部に在学中の者
- (2) 法の規定に基づく高等専門学校又は専修学校に在学中の者。ただし、法第46条に規定する全日制の修業年限に相当する年限までの者とする。
- (3) 法の規定に基づく各種学校に在学中の者。ただし、高等学校卒業者は除く。
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく職業訓練施設に在校中の者。ただし、高等学校卒業者は除く。

(受給者証の交付)

第3条 条例第3条に規定する支給対象者が受給資格を取得するためには、次の各号に定める区分に従い、中野市福祉医療費受給者証交付（更新）申請書（第6条において「交付（更新）申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第3条第1号に定める者 様式第1号の1
- (2) 条例第3条第2号から第5号までに定める者 様式第1号の2
- (3) 条例第3条第6号及び第7号に定める者 様式第1号の3

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、前項に規定する支給対象者の要件を審査し、受給者資格を登録のうえ、福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。

（受給者証の有効期間）

第4条 条例第3条第2号から第7号までに規定する者の受給者証の有効期間は、受給者証の交付の日から翌年（交付の日が1月1日以後の場合は当該年）の7月31日までとする。ただし、条例第5条第2項の規定により7月30日以前に当該者が給付金の受給資格を喪失する場合には、同項各号に掲げる日の前日までの期間とする。

2 条例第3条第1号に規定する者の受給者証の有効期間は、受給者証の交付の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。ただし、条例第5条第2項の規定により15歳に達する日以後の最初の3月30日以前に当該者が給付金の受給資格を喪失する場合には、同項各号に掲げる日の前日までの期間とする。

（受給者証の提示）

第5条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給資格者」という。）は、医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、受給者証を提示しなければならない。

（更新申請）

第6条 受給資格者（条例第3条第1号に規定する者を除く。）は、毎年6月1日から6月30日までの間に交付（更新）申請書を市長に提出しなければならない。ただし、資格更新のための課税資料の閲覧に同意している場合は、この限りでない。

（保険関係の変更の届出）

第7条 受給資格者は、加入している医療保険に変更があったとき又は被保険者証等の記載事項に変更が生じたときは、中野市福祉医療費給付金保険関係変更届（様式第2号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（資格喪失届）

第8条 受給資格者は、受給資格を喪失したときは、中野市福祉医療費給付金受給資格喪失届（様式第3号）に受給者証を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

（支給申請）

第9条 受給資格者が福祉医療費給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けようとするときは、中野市福祉医療費給付金支給申請書（様式第4号）に医療機関等で発行する医療費等の領収書又は証明書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、受給資格者が医療機関等で診療を受ける際に受給者証を提示する場合には、この限りではない。

- 2 別に定める福祉医療費貸付制度に基づき医療費の貸付けを受けた者が行う支給申請は、前項に規定する書類のほか福祉医療費受領委任状を添付して行わなければならない。

(支給決定)

第10条 市長は、前条に規定する支給申請書を受領したときは、内容を審査して支給の可否及び支給額を決定し、申請者に通知するものとする。

- 2 条例第6条第9号に規定する診療報酬明細書等ごとに別に定める額は、500円とする。

(第三者行為による被害の届出)

第11条 受給資格者は、第三者行為による被害により、療養の給付又は療養費の支給を受けようとするときは、中野市福祉医療費給付金第三者行為による被害届(様式第5号)をあらかじめ市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の中野市福祉医療費給付金条例施行規則(平成15年中野市規則第18号)又は豊田村医療費特別給付金支給規則(平成15年豊田村規則第13号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年9月26日規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の中野市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の中野市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則(平成20年3月26日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月30日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の中野市福祉医療費給付金条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた療養の給付等について適用し、同日前までに受けた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年 3 月25日規則第 3 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の中野市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請等は、この規則による改正後の中野市福祉医療費給付金施行規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則 (平成24年 3 月26日規則第 1 号)

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成25年 3 月22日規則第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の中野市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の中野市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

様式第 1 号の 1 (第 3 条関係)

様式第 1 号の 2 (第 3 条関係)

様式第 1 号の 3 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第11条関係)

様式第1号の2（第3条関係）

中野市福祉医療費給付金受給者証交付（更新）申請書（重度心身障がい者）

平成 年 月 日

中野市長 あて

申請人 住所

氏名 ⑧

世帯主氏名

電話 ()

下記のとおり、福祉医療費給付金受給者証を交付（更新）してください。

受給資格を有する間は、必要に応じて、受給資格調査のために私の世帯に係る課税資料を閲覧することに同意します。

受給対象者		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
手帳種類	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者手帳 その他			
障害等級	1級 2級 3級 4級 A1 A2 B1 B2 ()			
受給対象者以外の家族	続柄	氏名	生年月日	備考
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
保険証	記号番号		被保険者氏名	
	保険者番号		保険者の名称	
支払先口座	金融機関		本・支店名	
	フリガナ名義人		口座番号	

平成27年1月1日に中野市に住民票がない方、または課税資料の閲覧に同意されない場合には、**所得課税扶養証明書**を添付してください。

(震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除証明書利用の有無 有 ・ 無)

※市役所記入欄

確認

世帯課税状況	(市民税) 課税 ・ 非課税	負担	県補助 ・ 市単独
資格判定	認定 ・ 却下 ()		
手帳交付年月日	昭・平 年 月 日	受給者証交付年月日	平成 年 月 日
資格取得年月日	平成 年 月 日		
	65歳未満 ・ 65歳以上	老人保健	該当 ・ 非該当
資格喪失年月日	平成 年 月 日	喪失事由	

※市役所記入欄 (年度 更新)

世帯課税状況	(市民税) 課税 ・ 非課税	負担	県補助 ・ 市単独
資格判定	認定 ・ 却下 ()		
手帳交付年月日	年 月 日	受給者証交付年月日	年 月 日
資格取得年月日			
	65歳未満 ・ 65歳以上	老人保健	該当 ・ 非該当
資格喪失年月日	年 月 日	喪失事由	

※市役所記入欄 (年度 更新)

世帯課税状況	(市民税) 課税 ・ 非課税	負担	県補助 ・ 市単独
資格判定	認定 ・ 却下 ()		
手帳交付年月日	年 月 日	受給者証交付年月日	年 月 日
資格取得年月日			
	65歳未満 ・ 65歳以上	老人保健	該当 ・ 非該当
資格喪失年月日	年 月 日	喪失事由	

※市役所記入欄 (年度 更新)

世帯課税状況	(市民税) 課税 ・ 非課税	負担	県補助 ・ 市単独
資格判定	認定 ・ 却下 ()		
手帳交付年月日	年 月 日	受給者証交付年月日	年 月 日
資格取得年月日			
	65歳未満 ・ 65歳以上	老人保健	該当 ・ 非該当
資格喪失年月日	年 月 日	喪失事由	

※市役所記入欄 (年度 更新)

世帯課税状況	(市民税) 課税 ・ 非課税	負担	県補助 ・ 市単独
資格判定	認定 ・ 却下 ()		
手帳交付年月日	年 月 日	受給者証交付年月日	年 月 日
資格取得年月日			
	65歳未満 ・ 65歳以上	老人保健	該当 ・ 非該当
資格喪失年月日	年 月 日	喪失事由	

※市役所記入欄 (年度 更新)

世帯課税状況	(市民税) 課税 ・ 非課税	負担	県補助 ・ 市単独
資格判定	認定 ・ 却下 ()		
手帳交付年月日	年 月 日	受給者証交付年月日	年 月 日
資格取得年月日			
	65歳未満 ・ 65歳以上	老人保健	該当 ・ 非該当
資格喪失年月日	年 月 日	喪失事由	

※市役所記入欄 (年度 更新)

世帯課税状況	(市民税) 課税 ・ 非課税	負担	県補助 ・ 市単独
資格判定	認定 ・ 却下 ()		
手帳交付年月日	年 月 日	受給者証交付年月日	年 月 日
資格取得年月日			
	65歳未満 ・ 65歳以上	老人保健	該当 ・ 非該当
資格喪失年月日	年 月 日	喪失事由	